

◇ 役員に支払った保証料

Q : 当社は、役員を保証人として銀行から借入を行い、その保証の対価として役員に保証料を支払いました。

この保証料は損金の額に算入できるでしょうか？

A : その銀行借入について役員の個人保証が必要であることが明らかであれば、相当な額の保証料は損金の額に算入しても差し支えないと思われます。

【解説】

法人が金融機関等から借入をする際に役員が個人として担保提供や連帯保証をすることが多いと思われますが、その保証に対して対価を支払う例は少ないようです。

しかし、第三者の保証により借入する場合は保証料を支払うことがあるでしょうし、また信用保証協会の保証により借入する場合にも、借主は協会に対し一定の保証料を支払うことが通常です。そしてこの保証料は経費として期間の経過に応じて損金の額に算入されます。

これらのことから、保証人として役員が債務の保証をすることは一定の危険を負担しているわけで、債務者である法人が保証料を支払う必然性は十分あると考えられます。

したがって、相当な額の保証料である限り、損金の額に算入しても差し支えないと思われます。

また、保証料の額としては、信用保証協会において徴されている金額等が参考になると考えられます。

